

# 中央地区

## I 協議体の概要

名 称	中央地区ささえ愛協議会		
設置年月日	令和4年8月3日	開催頻度	6回/年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会
老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他（体育協会）	
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年～	地域ケア会議（メンバー：地区社協、自治会連合会、まち協、民児協、福祉協力員連絡会、市社協、包括等） → 地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組等について共通理解を図った。		
平成31年3月	合同研修会（参加者：自治会長、民生委員、福祉協力員等） → 地域包括ケアシステムについて共通認識を図った。		
令和元年 5月	地域ケア会議（メンバー：地区社協、自治会連合会、まち協、民児協、福祉協力員連絡会、市社協、包括等） → 第2層協議体設置に向けた方針等、コアメンバーにて打合せを行い整理することについて合意形成		
11月	コアメンバー会議（メンバー：地区社協、自治会連合会、まち協、民児協、市社協、包括等） → 第2層協議体設置に向けた今後の工程等について、共通認識を図った。		
12月	コアメンバー会議（メンバー：地区社協、自治会連合会、まち協、民児協、市社協、包括等） → 協議体設置に向けた勉強会開催や、他地区の取組事例を踏まえた中央地区における今後の取組の方向性について検討		
令和4年 6月	地域ケア会議（メンバー：地区社協、自治会連合会、まち協、民児協、市社協、包括等） → 取組の創出に向けた検討組織の設置に合わせ提案することについて合意形成		
8月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	・ 敬老会対象者に実施した、日常生活における困り事に関するアンケート調査結果の情報共有		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	・ アンケート調査結果を踏まえた取組の検討		

## II 取組事例

### 【敬老会参加者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえた取組の検討】#

#### 【高齢者の困り事に関するアンケート調査】

**お元気ですか。**  
アンケート協力をお願い

①一人暮らしで近く（市内）に家族はいない。  
②一人暮らしで近く（市内）に家族はいる。  
③家族と同居 ※○をつける

**I 日常生活の困りごとは何ですか。（複数可）**

ア ゴミ出し（ゴミの仕分け）  
イ 食事の準備  
ウ 日常の清掃（部屋・トイレ・風呂など）  
エ 買い物代行（食料・日用品など）  
オ 電球などの交換  
カ 銀行や病院等への送迎  
キ 話し相手  
ク その他（ ）  
ケ 特になし

※該当するものがありましたら、9月25日までに  
ポストに投函ください。

※ご協力ありがとうございました。

中央地区 自治会名（ ）  
氏名（ ）

- ◆ 対 象：敬老会対象者
- ◆ 方 法：敬老会のはがきにアンケートを掲載し郵送（記名式）
- ◆ 目 的：日常生活上の困り事について把握するもの
- ◆ 結 果：
  - ・ 回答数127名
  - ・ 回答者のうち、約4割が「困り事がある」と回答
  - ・ 困っていると回答した方が多かったのは、以下の項目のとおりとなった。  
「電球の交換」、「銀行・病院に行く（送迎）」、「買い物代行」、  
「日常の清掃」、「話し相手」



#### ◆調査結果を踏まえた取組の検討

- ・ 定期的に困り事を把握するための窓口の設置
- ・ ちょっとした困りごとに対応するための生活支援システム
- ・ 買い物難民に向けた移動販売車の活用 等

#### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ アンケート結果を踏まえて意見交換することにより、中央地区における地域課題や今後の協議体の取組について検討することができた。

## III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 各地域団体間での情報共有及びアンケート調査結果の共有を行ったことにより、地域の困りごと等について把握することができ、困り事解決に向けた取組について意見交換することができた。

## IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査結果を踏まえた具体的な取組の検討・実施

中央地区地域包括ケアシステム第2層協議体

## 中央地区ささえ愛協議会会則

(目的)

第1条 中央地区において、高齢者を取りまく課題を把握し、地域住民の力で解決できることを検討することにより、高齢者の生活支援・介護予防の充実や社会参加を推進するための体制整備を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 中央地区地域包括システム第2層協議体の名称を「中央地区ささえ愛協議会」とする。(以下本協議会という)

(事務所)

第3条 本協議会事務所を、中央地域コミュニティセンター内に置くものとする。

(組織)

第4条 本協議会は、設立の趣旨、目的に賛同する地域活動団体等および個人により組織するものとし、設立時における団体等は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第5条 本協議会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域の情報収集と共有化の推進
- (2) 各自治会における見守り等の仕組みづくり、人材発掘の推進
- (3) 地域課題やニーズ把握のための調査、アンケート等の実施
- (4) 一人暮らし高齢者支援に係る意識啓発、高揚のための研修会等の実施
- (5) その他本協議会の目的達成のために必要な事業

(会議)

第6条 本協議会の会議は、全構成団体等の出席による合議制とする。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。
- 3 定例会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画案、予算案
  - (2) 事業報告、予算報告
  - (3) 役員を選任
  - (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員)

第7条 本協議会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長(中央地区社会福祉協議会会長をもって充てる)
- (2) 副会長(中央地区社会福祉協議会副会長をもって充てる)
- (3) 事務局長
- (4) 会計
- (5) 監事(中央地区社会福祉協議会監事をもって充てる)

2 役員の任期は、所属団体の任期とする。

(会計年度)

第8条 本協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は会議において定めるものとする。

付 則

この会則は、令和4年8月3日から施行する。

(別表第1)

中央地区連合自治会  
中央地域まちづくり推進協議会  
中央地区社会福祉協議会  
中央地区民生委員・児童委員協議会  
中央地区福祉協力員連絡会  
地域包括支援センター御本丸